

申請月と交付額 ※福祉乗車証を除く

申請月	7～12月	来年1～3月	来年4～6月	来年7～9月
市民税非課税の人	12,000 円	9,000 円	6,000 円	3,000 円
所得200万円未満の人	8,000 円	6,000 円	4,000 円	2,000 円

手続きの流れ

交付を受けるには、毎年申請が必要です。(昨年交付を受けた方も申請が必要です)
(オンライン)

①申請(郵送またはオンライン)

福岡市 ネットで手続き

(郵送) 申請書を下記へお送りください。

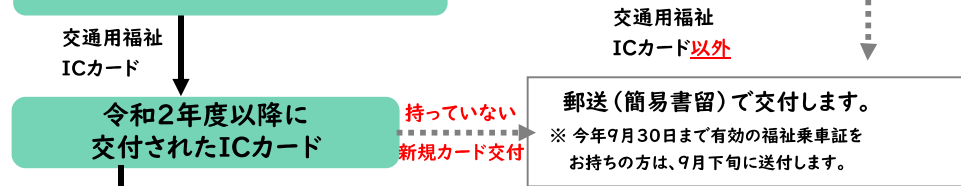
〒812-8647
福祉乗車券等郵送受付センター
※住所の記載は不要です。

オンライン申請は
こちらから▶



②審査(電話で内容を確認させていただくことがあります)

③交付 8月1日以降に届きます



ポイント交付について

ポイント交付の場合は、申請書が毎月25日までに郵送受付センターに到着した方について、翌月中旬以降に交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書がご自宅に届きます。

お手元のカードに、地下鉄券売機や
ポイントチャージ専用機で
チャージしてご利用ください。

ポイントチャージできる場所

※詳しくは、交付決定通知に同封するチラシでお知らせします。

○福岡市地下鉄各駅の券売機(全駅)

○ポイントチャージ専用機(17カ所)

各区役所・出張所、さざんびあ博多、コミセン和白、ともてらす早良、なみきスクエア、西鉄福岡(天神)駅、大橋駅、男女共同参画推進センター・アマカス(高宮駅横)、福岡自動車免許試験場

※ICカードには、合計2万円までしかチャージできません。2万円を超える分は、残額が減った後に再度チャージしてください。

※ポイントは、交付決定日の1年後の月末までにチャージしてください。その月を超えると、ポイントが失効します。

福岡100
人生100年時代への
チャレンジ

アジアのリーダーを目指す
FUKUOKA NEXT

令和5年度 福祉乗車券・福祉乗車証のご案内

障がい者の社会参加を促進するため、交通費の一部を助成する制度です。

対象者

次の3つ、すべてに該当する人

- (1) 福岡市内に住民登録がある
- (2) 前年所得が200万円未満(18歳未満の方は、世帯の合計所得が200万円未満)
※給与所得または雑所得を有する場合は所得の合計額から10万円を控除した額が200万円未満
- (3) 次のいずれかの手帳を持っている
 - ・ 身体障害者手帳1～3級
 - ・ 療育手帳A
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級
 - ・ 被爆者健康手帳
 - ・ 戦傷病者手帳

交付・回数

令和5年8月1日から交付開始

最大12,000円を年1回

※交付額は申請月によって変動します。


申請受付期間

令和5年7月1日から

令和6年9月30日

交付の券種

8種類の中から、ご希望の1種類を選べます。

	種類	利用できる範囲	有効期限
1	福岡市交通用福祉ICカード 	交通系ICカード全国相互利用サービス対象路線 例) ▼福岡市地下鉄全線 ▼西鉄天神大牟田線・貝塚線 ▼JR筑肥線・鹿児島本線 ▼西鉄バス、昭和バス、JR九州バス など	なし ※初回に交付し、翌年以降も使います。残高がなくなっても大切に保管してください。
2	タクシー助成券 ※福祉タクシー利用券をお持ちの方は選べません。	対象のタクシー会社 ※交付時に一覧表を配布します。	令和6年9月30日まで
3	今宿姪浜線 乗合バスなごさ号回数乗車券	左の利用区間	
4	福岡市営渡船 乗船引換券	福岡市営渡船	
5	早良区大字西地区 乗合タクシー回数乗車券	左の利用区間	
6	曲淵線乗合タクシー回数乗車券	左の利用区間	令和6年9月30日まで
7	福祉乗車証(地下鉄無料パス)	福岡市地下鉄全線	
8	オンデマンド交通 チョイソコふくおか乗車券	東区、南区、中央区、城南区の一部	令和6年9月30日まで ※運行は福祉乗車券の有効期限前に終了する可能性があります

福祉乗車券・福祉乗車証交付申請書（令和5年度分）

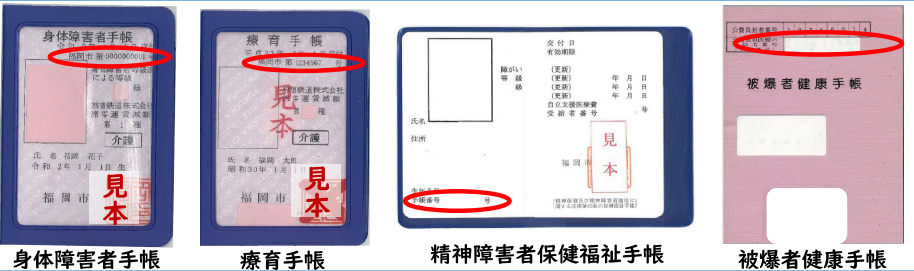
令和5年8月1日

（あて先）福岡市長

所得状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。

なお、交付を受けたときは、福岡市福祉乗車券等交付規則の規定を遵守します。

交付対象者	フリガナ フクオカ タロウ	大正 昭和 平成 令和	10年1月1日
	氏名 福岡 太郎	生年 月日	(89歳)
	住所 福岡市中央区〇〇1丁目〇番〇号 福岡マンション〇号		
<input type="checkbox"/> 住所とは別に、書類の送付先を福岡市へ申し出て登録されている方で、送付先への送付を希望される場合は、送付先の住所を記入してチェック☑してください。 <input type="checkbox"/> 送付先が市外の場合、交付対象者の方が市内に在住されている場合はチェック☑してください。			
電話番号 000-123-4567		*日中連絡が取れる電話番号を記入してください。	
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する手帳にチェック☑してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳（1級・2級・3級） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（1級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（A） <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳		
手帳番号	福岡市 第000000001号 ご本人確認のため、手帳番号を記入してください。（数字部分のみ記載でも可）		
所得状況	<input checked="" type="checkbox"/> 該当するほうにチェック☑してください。 (注)・交付対象者が18歳未満である場合は、世帯員全員の所得状況により交付決定を行います。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民税非課税 <input type="checkbox"/> 所得制限（200万円）未満※1 ・令和5年1月1日以前に本市に転入した人は、転入前の市町村の令和5年度所得証明が必要です。 ※1 給与所得または雑所得を有する場合は所得の合計額から10万円を控除した額が200万円未満		
交付を申請する乗車券等	<input checked="" type="checkbox"/> 希望の券種（1つだけ）にチェック☑してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 交付額から500円を減額して交付します。 <input type="checkbox"/> 令和2年度以降ICカードの交付を受けていない <input type="checkbox"/> 令和2年度以降ICカードを紛失した※2 発行手数料(500円)を差し引いた額を交付します。 下の<同意事項>を必ず確認してください。		



注意事項

- ・年度途中で福祉乗車券・福祉乗車証の種類を変更することはできません。
- ・ICカードを紛失した場合、交付額から500円を減額して交付します。
- ・対象の等級に該当しない手帳をお持ちで、70歳以上の方は「高齢者乗車券」の交付が受けられます。詳しくは福祉乗車券等郵送受付センター（電話 0120-368-300、ファクス 0120-368-350）へお問い合わせください。

福祉乗車券・福祉乗車証交付申請書（令和5年度分）

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

所得状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。

なお、交付を受けたときは、福岡市福祉乗車券等交付規則の規定を遵守します。

交付対象者	フリガナ	大正 昭和 平成 令和	年 月 日
	氏名	生年 月日	(歳)
	住所		
<input type="checkbox"/> 住所とは別に、書類の送付先を福岡市へ申し出て登録されている方で、送付先への送付を希望される場合は、送付先の住所を記入してチェック☑してください。 <input type="checkbox"/> 送付先が市外の場合、交付対象者の方が市内に在住されている場合はチェック☑してください。			
電話番号		*日中連絡が取れる電話番号を記入してください。	
区分	<input type="checkbox"/> 該当する手帳にチェック☑してください。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（1級・2級・3級） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（1級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（A） <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳		
手帳番号	ご本人確認のため、手帳番号を記入してください。（数字部分のみ記載でも可）		
所得状況	<input type="checkbox"/> 該当するほうにチェック☑してください。 (注)・交付対象者が18歳未満である場合は、世帯員全員の所得状況により交付決定を行います。 <input type="checkbox"/> 住民税非課税 <input type="checkbox"/> 所得制限（200万円）未満※1 ・令和5年1月1日以前に本市に転入した人は、転入前の市町村の令和5年度所得証明が必要です。 ※1 給与所得または雑所得を有する場合は所得の合計額から10万円を控除した額が200万円未満		
交付を申請する乗車券等	<input type="checkbox"/> 希望の券種（1つだけ）にチェック☑してください。 <input type="checkbox"/> 交付額から500円を減額して交付します。 <input type="checkbox"/> 令和2年度以降ICカードの交付を受けていない <input type="checkbox"/> 令和2年度以降ICカードを紛失した※2 発行手数料(500円)を差し引いた額を交付します。 下の<同意事項>を必ず確認してください。		

※2 <同意事項> 令和2年度以降に交付を受けたICカードを紛失したので、再交付を申請します。発行手数料として交付額から500円減額されることを承諾します。なお、紛失したカードが見つかった場合は、残額がなくなった時点でカードを返還いたします。

職員記入欄	交付者氏名等	氏名	本人・同一世帯・親族(世帯外)・法定代理人・()
	確認書類	本人 手帳 () 受取人 免許証・マイナンバーカード・パスポート・()	

【送付先・問い合わせ先】

福祉乗車券等郵送受付センター
 （平日午前9時～午後5時）
 電話 0120-368-300（通話無料）
 FAX 0120-368-350（問い合わせ専用）

▼封筒に貼って宛先としてご利用ください
 ▼郵送の際は、封筒に切手を貼ってください

キリト
 【宛先】
 〒812-8647
 福祉乗車券等郵送受付センター 行
 （住所の記載は不要です）